

大阪府拠点電話相談員追加登録要項

1. 職務内容

- ①国及び地方自治体が実施している「こころの健康相談統一ダイヤル」について、夜間時間帯における電話相談対応を行う。
- ②対応は傾聴を原則として、必要に応じて相談者の居住都道府県等の精神保健福祉センター、保健所等の日中の相談機関や社会資源を紹介（案内）する。
- ③1日につき3名の電話相談員が電話（2回線）に交替で対応する。
- ④相談記録をオンラインデータベースに入力する。

2. 登録要件

- ①日本精神保健福祉士協会の構成員で、3年以上の相談援助業務の経験があること。
- ②電話相談の勤務終了後、同日中に帰宅できること。
- ③2023年10月から、1月あたり1回以上の勤務が可能であること。
- ④2023年度に実施する電話相談員を対象とした研修（拠点ごとの開催2回、全拠点合同の開催2回を予定）のうち、最低でも2回は受講すること。

3. 勤務地と本事業の実施期間及び勤務日について

- ①下表の近畿ブロックの相談拠点設置都市の勤務地において、本事業を実施する。

ブロック区分	相談拠点 設置都市	勤務場所	実施期間 (2023年度)
近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	大阪府 (大阪市)	地下鉄堺筋線「堺筋本町駅」最寄りのレンタルオフィス	2023年4月1日 ～ 2024年3月31日

- ②電話相談の勤務日について

各拠点において、下表のとおり本協会（JAMHSW）（都道府県精神保健福祉士協会等を含む）、日本公認心理師協会（JACPP）に所属する相談員のローテーションにより電話相談対応を行う。

	月曜日～水曜日	木曜日・金曜日
担当団体	JAMHSW	JACPP

4. 勤務時間

18時30分～22時30分（電話受付は22時までとする）

公益社団法人日本精神保健福祉士協会（JAMHSW）

5. 給与

- ・ 1日勤務あたり：16,438円（22時以降の深夜割増分、定額通勤手当2,000円を含む）
※祝日、振替休日及び年末年始にあたる日（12月29日（金）～1月3日（水））の勤務については、35%の割増賃金を支払う。
- ・ 支給日：月末締め、翌月15日の支払いとする。

6. 応募方法

応募は以下の方法で受け付ける。

- ・ 所定のWebフォームへの入力

7. 大阪府拠点追加登録の募集期間

2023年7月20日（木）～2023年8月1日（火）

8. その他

- ・ 2023年10月からの電話相談員として新規に登録した者は、本事業に係る指定の事前研修を受講すること。
- ・ 登録のうえ実際に勤務する者は、本協会において労災保険に加入する（通勤経路は自宅～相談会場、職場～相談会場の両方を対象とする）。
- ・ 登録が多数に及ぶ等の理由により、実際の勤務をお願いしない場合がある。
- ・ 本登録に係る個人情報や相談拠点ごとに集約し、電話相談員の日程調整及び管理等の業務を委託する「株式会社レゾナンス・ラボラトリー リュネットラボ」に提供するものとする。

【本件に係る問合せ先】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局

TEL：03-5366-3152 Email：office@jamhsw.or.jp

URL：<https://www.jamhsw.or.jp/>